

入会申込書

フリガナ		性別	男性・女性		
入会者氏名	様	生年月日	西暦	年	月 日
フリガナ					
現住所	〒				
電話番号		携帯番号			
E-mail		緊急連絡先			
団体名		団体電話番号			
団体住所	〒				

《契約受講コース内容》

契約受講コース名					
受講授業会費	合計		円 (税込)		
入会金、年会費	<input type="checkbox"/> 個人会員 <input type="checkbox"/> 法人会員		円 (税込)		

入会金 年会費 左記のチェック項目の免除を申請します。

下記の書面に記載されている内容を確認し、この入会申込書および受講契約内容に同意したことを証明する。

賛助会員規約 受講授業会費規定 入会案内 入会申込書

申込日： 年 月 日 署名： _____

〒169-0072

東京都新宿区大久保 2-13-4 北原ビル 301 号

一般社団法人 日本韓国語教育協会

代表理事 金山浩平 TEL03-6228-0330

【振込先口座】

三菱東京 UFJ 銀行

新宿支店 (支店番号 341)

普通 0531902

口座名義 シヤ)ニホンカンゴクゴキョウイクキョウカイ

<クーリング・オフ>

- 契約書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面によるクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフは、当該契約の解除に係る書面を発したときに、その効力を生じます。
- 当校はクーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しません。
- 既に契約に基づき役務が提供されたときにおいても、当校は、当該契約に係る役務の対価その他金銭の支払いを請求しません。
- 当該契約に関して金銭を受領しているときは、当校は、速やかにその全額を返還します。
- 当教室が解除に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより誤認し、または威圧したことにより困惑しこれによって契約の解除を行わなかった場合は、クーリング・オフができる旨の書面を交付・説明した日から8日間は、契約の解除を行うことができます。

<中途解約>

- クーリング・オフ期間経過後は中途解約を行うことができます。
- 初回の契約受講授業日前の解約については、会費諸手数料、コンピュータ入力料、該当コース定員設定にともなう変更手数料として授業料の20%を請求させていただきます。
- 初回の契約受講授業日後の解約については、入学諸手数料、コンピュータ入力料、該当コース定員設定にともなう変更手数料として受講授業会費の20%を請求させていただき、解約日までの受講授業日数分の受講授業会費として会費の1回分×日数分を計算し請求させていただきます。※違約金は変更手数料と会費の合計金額になります。
- B又はCに該当する費用に対する遅延損害金
※尚、既契約会費納入額がある場合、B,C,Dに該当する額を差し引いた金額を中途解約精算返金額とします。
※解約手続きには3日間要します。(銀行の営業日により多少異なります)
- 契約書面等の交付 : 契約に際し、契約内容を明記した書面(当書面、および入学申込・契約書)を交付します。